

伊丹市立稲野小学校いじめ防止等のための基本方針

伊丹市立稲野小学校

1 いじめ防止等のための基本方針策定の経緯

(1) 本校の教育方針等

本校は、「人間尊重を基盤として 豊かな心と健康な体をもち 主体性・連帯性のある子どもを育てる」を教育目標に、①いきいきと進んでする子②仲良く思いやりのある子③のびのびと健やかな子をめざし、教科学習、あいさつ・清掃活動、ルールブックの活用や冒険教育、読書などの教育活動を行い、確かな学力の定着、基本的生活習慣の徹底、豊かな心の育成に努めている。

(2) いじめ防止等のための基本方針策定の理由

本校の教育方針等の実現のため、全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

(3) 法的根拠

伊丹市立稲野小学校基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第3条の基本理念を踏まえるとともに、第13条の規定に基づき、いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）を参酌して策定する。

2 基本的な方向

(1) 本校教育への生徒指導の位置づけ

本校は、昨年度、140周年を迎えた地域に根ざした学校である。昔から本校には、「稲野の地域は温かい」という言葉があり、子ども見守り隊、ゲストティチャー、子ども会活動の援助、スポーツ21活動などで、地域が子どもを育てており、学校は地域から多大な恩恵を受けている。また、家庭は教育力が高く、学校への協力を惜しまない。学校においては、伊丹っ子ルールブックを活用して規範意識の向上や冒険教育の推進によるよりよい人間関係の構築、「あいさつ日本一」の取り組みをとおして、心の育成に努めている。そのため、児童は、比較的落ち着いており、まじめに物事に取り組む子が多い。しかし、落書きをしたり、友達の悪口を言ったり、相手のことを考えずに行動する児童も見られる。

このような経緯を踏まえ、いじめを決して起こさないためにも、以下の指導体制を構築し取り組む必要がある。

① 生徒指導の考え方

本校は、生徒指導をとおして、すべての児童の人格のよりよい発達を促すとともに、学校生活が有意義で充実したものとなることを目指している。生徒指導は、学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、本校教育において重要な意義をもつものであると考え、教育活動全体を通じて行う。

生徒指導は、児童と教職員の信頼関係の上に成り立つものである。そのため、教職員が共通理解を図り、有効に機能する校内組織を構築し、児童に対して愛情をもち、配慮を要する児童等を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが大切である。また、生徒指導では、問題を未然に防止することが最重要であることから、児童の生活背景や内面理解に努め、きめ細かな実態把握に取り組まなければならないと考える。

② 生徒指導の教育課程上の位置づけ

生徒指導は、教育課程のすべての領域で機能されるべきものであるとともに、休み時間や放課後に行われる個別的な指導、随時の教育相談など教育課程外の教育活動においても機能すべきものである。

本校においては、教育活動全体をとおして、支持的風土のある学級づくりを行い、共感的な

人間関係を育成する。また、総合的な学習の時間や学級活動における冒険教育による望ましい集団づくり、伊丹っ子ルールブックの活用や道徳の時間の充実による規範意識の育成、スクールカウンセラーによる教育相談の充実を図る。

(2) 生徒指導の体制

生徒指導が組織的に機能することが重要であることから、生活部会を原則として月1回定期的に開催する。

生活部会の構成員は、各学年生活指導担当である。協議事項は、生徒指導目標に基づく生徒指導計画の企画立案、その進捗状況の把握、児童の実態把握に基づく情報交換及びそれに基づく対処方針及び具体的な取り組み計画等である。

生活部会の協議結果等は、必要に応じて職員会議や学年会議等において周知し、全教職員で共通理解を図る。

(3) 学校、家庭、地域の連携

本校は、児童の健全育成を目的に地域の方によるゲストティチャーや下校の見守り隊活動、保護者による登校指導や教育活動への参加、学校からの地域行事への参加など、地域の団体やPTAとの連携の下、取り組みを展開している。また、学校側の取り組みについての情報は、学校便りやホームページで伝えるとともに、児童の様子について情報を集めるなど、家庭と連携を密にしている。今後も、PTA愛護委員会や文化委員会、稲野小学校地区社会福祉協議会等と連携した取り組みを積極的に進めていく。

(4) 児童会等による主体的な活動

児童が自分たちの力で活動を円滑に運営できるよう、学級活動や児童会活動、クラブ活動、学校行事等をとおして、主体的な態度を育てる。また、集団生活の中でよりよい人間関係を築き、個性や自己の能力を生かし、互いの人格を尊重し合って生きることの大切さに気づく。集団としての連帯意識を高め、集団の一員としての望ましい行動や態度を育てる。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合又は重大事態が疑われる場合は、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、市教育委員会の助言等を踏まえて、学校が主体となって、いじめ問題対策委員会で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市教育委員会の附属機関に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の留意事項

本校は、誰からも信頼され、開かれた学校をめざし、これまでも情報発信に努めてきた。策定した学校の基本方針についても、地域とともに取り組む必要がある。そこで、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学級懇談会、家庭訪問、学校・学年・学級通信など、あらゆる機会をとおして保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取り組みを実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ問題対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すこととする。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者や学校評議員、地域等からの意見を積極的に聴取するように留意する。